

猪熊本『令義解』の訓点

西 崎 亨

一

『令義解』の現存写本には、内閣文庫蔵紅葉山文庫本・宮内庁書陵部蔵藤波本・国学院大学蔵猪熊本等がある。律令の訓点については、築島裕氏に「律令の古訓点について」（日本思想大系『律令』所収、岩波書店）の詳論がある。紅葉山文庫本『令義解』の解説には、水本浩典氏の「解説」（紅葉山文庫本『令義解』所収、東京堂出版）、猪熊本『令義解』の解説には、谷口雅博氏の「猪熊本令義解」（国学院大学貴重書影印叢書第一卷『金葉和詞集・令義解・朝野群載・梁塵秘抄口伝集』所収、朝倉書店）等がある。

猪熊本については、国学院大学貴重書影印叢書第一卷所収本の他、『神道大系』古典編九（神道大系編纂会）所収本等がある。本稿は、国学院大学貴重書影印叢書第一卷所収の『令義解』によって、先学の研究を承けての猪熊本の訓点についての実態の調査報告である。

國學院大學貴重書影印叢書第一卷所収猪熊本『合義解』(請求番号 貴重図書八〇)の谷口雅博氏の「解題」を参考に、少しく書誌事項を記しておく。

内題には、「神祇令第六」(第一紙一行)、「僧尼令第七」(第一一紙二行)とあり、尾題には、「令卷第三」(第三六紙五行)とある。奥書(第三七紙)には、

正平十七年五月十五日以家説

授恩息左尉明保了於累家本

「」京都在之先以餘本授而已

大判事坂上天孫(花押)

とあることで、正平十七(一一三六二)年に坂上宿祢が息子明保に授けた本であることは明らかであるが、それ以上については不詳である。

当該書は、全三十七紙からなる卷子本で、一紙は七行からなる。全三十七紙の中には、

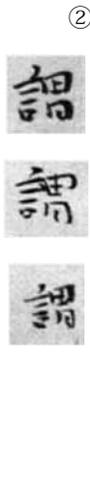
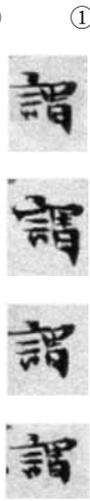
① 凡僧尼有秘事請詣來詣官司者權祿倍



右の①②のように、筆跡の異なるものが混在する。因みに、①の筆跡のものは、第一紙〜第二十七紙、第三十一紙〜第三十六紙、②の筆跡のものは第二十八紙〜第三十紙に相当する。

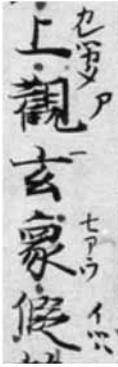
①・②に類する文字の特色の一二を示すと、

例えば、「凡」字は①では  であるのに対して、②ではすべてが異体字の  である。



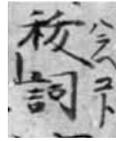
また、右の「謂」「死」字の①と②とを比較した場合、②は①に比して、不揃いで稚拙さが目立っている。

この点は、後に欠けた部分を補ったと思われる②全体に見られるものである。

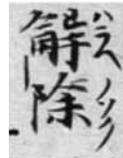


(第一一紙)

④—1



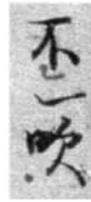
④—2



(第一〇紙)

なお、③④は本文中の仮名点の例であるが、③の「カントツカタ・イツハ」と「サアウ」、④—1、④—2の「ハラヘ」は明らかに別筆であり、③の「カントツカタ」等、④—2の加点は、後補と思しい②の書写者によるものと思しい。

返点については、朱筆は文字の左傍下（□）の例のみである。墨筆は、雁点・一二点・上中下点が確認される。雁点については、



(三紙1)



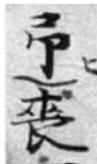
(三紙4)



(三紙6)



(三紙7)



(六紙7)

等々

右に示す如く、すべての「雁点」において、文字と文字の中央に鈍角の「∩」を加点する古形が見られる。

「返点」の国語史的考察については、小林芳規氏の「返点の沿革」（訓点語と訓点資料）第五十四輯）に詳しい。

因みに、雁点を使用した時期は、鎌倉時代以降であるが、その最古の例は、九條本文選卷二十承安二年点、続く資料は、明文抄卷四鎌倉初期点であることが知られている。雁点の形態については、小林論文によって、初出期の第一画の入筆を縦線に近く、右に跳ね上げた角度の鋭角（∨）のものから、鎌倉中期になって左右ほぼ対称となり、上向きの角度が鈍角（∩）になる事が知られている。更に、その加点位置については、初出期から鎌倉時代を通じて、

「□」のようには、漢字と漢字との中央にあり、殆ど例外は無いとされている。

本点の雁点の形態と加点点位置は、坂上宿祿が明保に授けた本の加点点時期が鎌倉時代の加点点であることを示すものである。

また、疊語訓の点「・」が次の様に確認される。



(二紙5)



(九紙2)



(一一紙5)



(一四紙4)



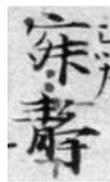
(一四紙4)



(一六紙2)



(一六紙6)



(一二紙3)



(二五紙4)

疊語訓は、同義の漢字を二つ重ねて一つの意味を表す漢語熟語の一用法である。その漢語熟語は、所謂連文と称されるものである。その点については後に詳述する。

三

所用ヲコト点は、朱筆、墨筆による加点点が確認され、次の如くである。

文字の四角の「・」による星点は、博士家点（俗家点）に符合するものであり、博士家点の中でも、「二」「一」「\」
 「ノ」等の線点、「一」「一」等の鈎点は明経点に符合するものが多い。

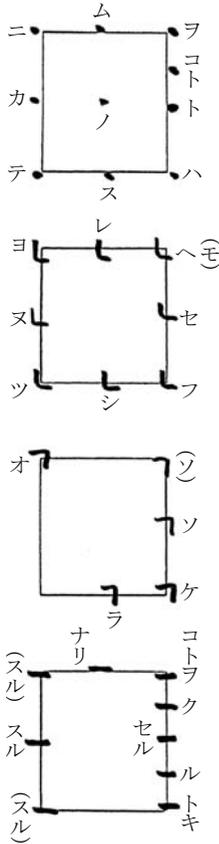
明経点（築島裕『平安時代訓点本論考ヲコト點圖假名字體表』所収「經傳」において（ ）で示されている、線点「一」の「ヨリ」「シテ」「レル」、「\」の「ケル」、「アリ」「ヘル」、鈎点「一」の「モ」「ヨ」等も猪熊本では確認される。一方、線点「二」の「ク」「ル」、「一」の「コト」「ス」等は、明経点には見られない点である。

ところで、「コト」の点に星点「・」線点「一」、「ス」の点に星点「・」線点「一」、「モ」の点に線点「一」鈎点「一」が確認される。複数の点が、一つの音節を示すということは、一対一の対応に至る過渡期の様相を示すものか。

先に示したように、明経点に符合する点が多い中で、明経点には見えない点が多く存することとも関係あるうか。声点は、朱筆によるものと、墨筆によるものがあり、朱筆の場合は「二」を四角に加点し、墨筆の場合は「二」と圏点を四角に加点するものがある。「二」による声点については後述する。

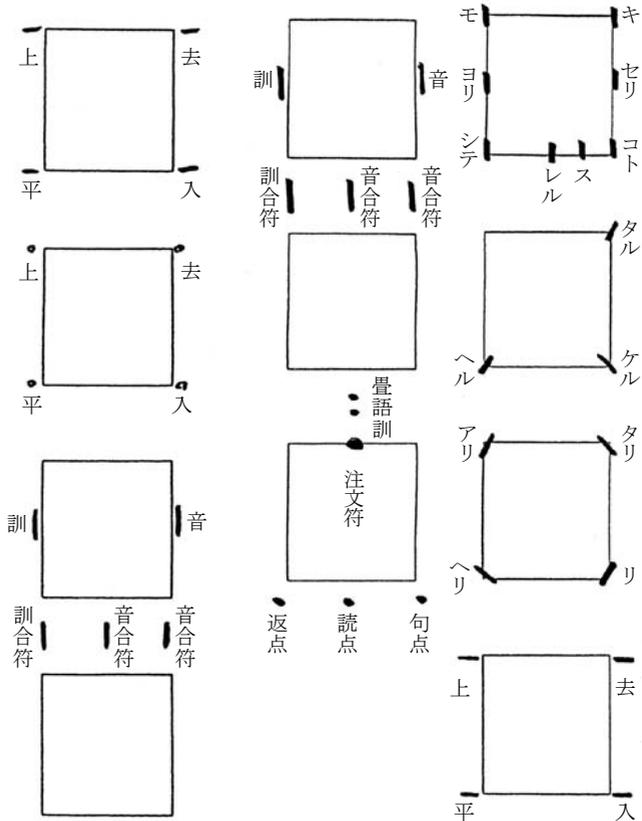
猪熊本『合義解』の所用ヲコト点は次の様になる。

《朱点》



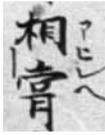
《墨点》

所用の古体の仮名字体について見ると、キの仮名「𠂔」、ケの仮名「𠂔」、サの仮名「𠂔」、セの仮名「𠂔」、ツの仮名「𠂔」、ニの仮名「𠂔」、ネの仮名「𠂔」、ホの仮名「𠂔」、マの仮名「𠂔」、ミの仮名「𠂔」、フの仮名「𠂔」、フの仮名「𠂔」などに古体の字体が確認される。

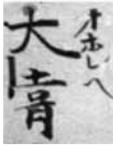


古体仮名には、平安時代中期の字体とらしいものが見られる。
 所用の仮名字体は次の如くである。

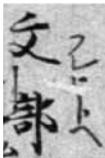
その他	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
	レ	ワ	ラ	ヤヤ	マ	ハ	ナ	タ	セサ	カカ	ア
し(音)	置符	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	カ、ミ	井	リ		アミ	ヒ	ルニ	チ	シ	キ	イ
			ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
			ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ	
		レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ	
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ	
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ	



(四紙5)



(五紙1)



(一〇紙1)

ところで、右の図版に示す、「アヒン」へ（「アヒニ」へ）の音便、「オホン」へ（「オホニ」へ）の音便、「フン」ヒトへ（「フミヒト」へ）の音便」のように撥音便「ン」の仮名「ン」が見られる。「ン」の仮名には、

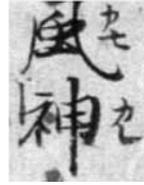


(二紙3)



(二紙3)

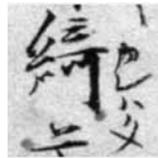
のように、初画の入角が斜め「ノ」のものど、



(四紙2)



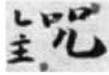
(二〇紙6)



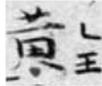
(二〇紙6)

のように、初画が上から下への「ノ」のものどが混在する。鎌倉時代初期から鎌倉中期への字形変化の過渡期的な様相を示していると思われる。

字音の類音注記の場合、「音〇」示されるのが普通であるが、その「音」字を「ノ」とする例が次のように見える。



(二三紙4)



(二〇紙4)

字音注については、仮名点の例を含めて後に詳述する。

璽〔上〕信〔去〕（八紙₂）（以下略） 等々

圈点による場合も、線点（二）による場合も清音と濁音とを区別することはない。因みに、当該点本には、先の点図にも示したように、漢字の各角に「二」「。」を加点するものである。

ところで、漢籍の点本では、「二」による声点表示は多くない。

嘉禄本『古語拾遺』に次のように見られる。『古代史籍集』（天理図書館善本叢書 1・八木書店）所収の同書によって、その一二を示す。

上〔去〕古〔上〕 文〔上〕字〔平〕 貴〔平〕賤〔平〕 老〔平〕少〔平〕 前〔平〕言〔平〕

往〔去〕行〔去 但し圈点による加点〕 書〔平〕契〔去〕 根〔去〕源〔上〕 （以上四一二頁）

蘿葛者比可氣〔上上上〕

以竹葉飯フクケ左傍にイコト 懇タクケサ今多 〔上上〕 木葉為手草久佐（多久佐に〔平上平〕）（以上四三六頁）

前天尊経閣藏本『釋日本紀』の「秘訓」（卷一六）にも多く見られる。尊経閣善本影印集成28（八木書店）所収『釈日本紀』によって、その幾つかを抄出する。

天先成而地後定―アマノミキリシ〔平平平上平平上〕

クニノミキリシ〔上上上上平平上〕

アマノイハタテソイタチ〔〇〇〇上上上上上上上〕（卷十六・十ウ）

有勇悍以安忍 ―イサミタケクシテイフリナルコトアリ〔上上平平上平上平平上上平上平平上上〕

イサミタケイコトアルヲタヨリトス〔上上平平平平平平上上平□平平平〕（卷十六・三二オ）

保食 — 宇氣母知〔上上上上〕（卷十六・二五才）

澆 — 波奈多利〔□上上上〕（卷十六・二八才）

多 — 左波〔平平〕又 於保之〔平平平〕（卷十六・二八ウ）

平安 — 左介久〔上上平〕

沙支久〔上上平〕若沙介久〔上上平〕者（卷十六・二九才）等々。

京都国立博物館蔵吉田本『日本書紀』に見られる二三の例を、勉強出版（株）刊によって示す。

天地 — アメツチ〔平上平平〕

渾沌 — マロカレタルコト〔上上上平平平平〕

清陽者 — スミアキラカナルモノ〔平上平平上上上平○○〕

薄靡 — 右傍・タナヒキ〔上上○平〕 左傍・カスミナヒキ〔上上平平平上〕

淹滞 — シツミトモリテ〔上上上上上上上〕等々。

因みに、猪熊本『令義解』には、「一」と「○」の両形式が見られるが、嘉禄本『古語拾遺』に於いても、圈点「○」

によるものが、

變改〔去上〕委曲〔上上入〕籛〔平〕栲播千千姫〔上上上平平○〕等

稚子―和可古〔平平平濁〕埋溝―美曾字美〔上上上上平〕放樋―斐波那知〔去平平上〕等

尊経閣本『釈日本紀』に於いても、圈点によるものが、

葉木國〔去去去〕神武天皇〔去平去上〕蘇那曷叱知〔去上上上平平〕如意珠〔去平○〕等

のように見られる。

吉田本『日本書紀』にも圈点による差声例が、

狭槌尊〔上上〇〕 常立尊〔上上〇〕 豊斟淳尊〔平上平〇〕 等

ところで、『譯註日本律令 十一』（東京堂出版）所収藤波家旧藏卷子本『神祇令』（反町茂雄編『近集 善本百種』所収、一葉）によると、猪熊本では「一」によって、「時令（平去）」と見えるものが、藤波家旧藏本では圈点が差声され、「飛散（平去）」も圈点によって差声されている。

『古語拾遺』『釋日本紀』においては、漢語、和語ともに「一」「〇」が見られるが、『日本書紀』では、「一」は和語のみにみられ、「〇」が和語に差される例はない。

「一」と「〇」との混用の実態については、詳細な調査が俟たれるが、「一」による声点注記が『古語拾遺』『釋日本紀』『日本書紀』『令義解』といった国典の文献に限られて見られる。用例の類聚を俟ちたい。

五

四 1 字音点について。

漢字音に呉音の例が目立つ。

山谷（二紙5）・苗稼（二紙5）・稔（二紙6）・假（二紙4）・指斥（二紙5）・巫術（二紙2）・白衣（二紙1）・食スル（二紙1）・殷懃（二紙2）・精銳（二紙2）・情性（二紙2）・解脱（二紙2）・郷里（二紙5）・青碧（二紙4）・壊色（二紙4）・山居（二紙4）・氣（二紙4）・阿曲（二紙6）・斲斧（二紙6）・興販（二紙5）・冒名（三紙7）・牛馬（三紙7）

等が呉音の加点了された例で有る。本書の字音仮名点は、右例の「情性」の「性」字の呉音（シヤウ）に対して「情」

字は「セイ」と漢音である。また、「山居」の「山」字の呉音（セン）に対して、「キヨ」は漢音である。「擾亂」（一五紙1）の「擾」字の右傍に漢音「セフ」、左傍に呉音「ネウ」とあり、一九紙1に「擾乱」とあるによって漢音読の例と思しい。「屈滞」（一九紙7）の「テイ」は漢音。

字音点は、「情性」「山居」のような、「漢音＋呉音」「呉音＋漢音」の例の他、幾つかの漢音による加点例も見られるが、本点は呉音が字音点の大半を占めている。

ところで、『日本紀略』によれば、延暦十一（七九二）年の勅に、

勅明経之徒。不可習呉音。発声誦読既致訛謬。熟習漢音（延暦十一年閏十一月）

と見え、（明経の徒は）、「より中国音に習熟せよ」とあり、奈良朝前期には、漢音を積極的に推奨されている。さらに、『類聚国史』延暦十七年四月の勅に、「漢音」を「正音」とする呼称も見られる。

これらによると、八世紀の末から、詔勅や太政官符によって、漢音が奨励されていたことは明らかである。当該『令義解』に呉音の多く見られる点は、当点の特徴といえようか。

ところで、中国語の漢字音の意識がはっきりとしているうちは、「漢音＋呉音」「呉音＋漢音」というように、呉音と漢音とが混じることのないことはよく知られることである。だとすると、当該書の加点者の、或いは鎌倉という時代の中国語に対する意識の稀薄さを示すものであろう。

とまれ、呉音訓みの多い点については、『令義解』の他本の字音点の調査が必要である。後考を俟ちたい。

次に、類音注記の二例について。

①「呪」字の類音注字「主」——「呪」字の漢音は「シウ」、呉音は「シユ」であり、「主」字の漢音は「シユ」、呉音

は「ス」である。

② 「黄」字の類音注字「王」―「黄」字の漢音は「クワウ」、呉音は「ワウ」であり、「王」字は漢音、呉音共に「ワウ」である。

②は呉音注記、①は呉音を漢音によって類音注したものである。

四2 国語音について。

覺語訓の点「□：□」を加点する例の和訓について検討する。

① 浸・潤

ウルヲシ

観智院本『類聚名義抄』には、「浸」字に「ウルホスス（平上〇〇）」（法上三一）とあり、「潤」字には、「ウルフ」（法上二三）とある。「浸潤」は連文と確認されるが、二字を一訓にはせず分訓する。

② 精・細

観智院本『類聚名義抄』には、「精」字に「クハシシ（平平上）」（法下二九）とあり、「細」字にも「クハシシ（平平〇）」（法中一二三）とある。「精細」は連文であるが、「クハシクハシ」と分訓する。

③ 過・誤

観智院本『類聚名義抄』には、「過」字に「アヤマル」（佛上五七）とあり、「誤」字にも「アヤマツルル（平平〇〇）」（法上六〇）とある。「過誤」は連文であるが、「アヤマリアヤマル」と分訓する。

④ 餉・遺

ヲクリ

観智院本『類聚名義抄』には、「餉」字に「ヲクル」は見られないが、石山寺本『金剛波若經集驗記』上野本『漢

書揚雄傳』・石山寺本『高僧傳』等には見られる和訓である。「遺」字には「オクル(上上〇)」「(佛上五六)」とある。連文である。

⑤ 毆：擊

「觀智院本『類聚名義抄』」には、「毆」字に「ウツ(平上)」「(僧中六〇)」、「擊」字にも「ウツ(平上)」「(佛下本四三)」とある。

⑥ 寂：靜

「觀智院本『類聚名義抄』」には、「寂」字に「シツカナリ(〇上濁〇〇〇)」「(法下四五)」、取「シツカナリ」(法下六三)、「靜」字にも「シツカナリ(平上濁平〇〇)」「(僧下九九)」とある。

⑦ 聽：許

「觀智院本『類聚名義抄』」には、「聽」字に「ユルス」(佛中三)、「許」字に「ユルス(平平〇)」「(法上六一)」とある。

以上疊語訓の点「・」の加点了、何れもは連文であると確認される。連文は、同義の漢字を重ねたもので有るので、二字を一訓に読むのが普通で有る。しかし、当該資料においては、疊語訓の点を加点了例のすべては分訓したものとして問題はない。連文の分訓は、訓読の新しさを示すものである。

次に、「者」字を「ヒト」と読む例について。

・諸司の祭の事に預(く)る者(人)是そ(也) (八紙4)

・者(人)を取(りて)充(て)よ(九紙5)

・……法(人)務(平)綱(平)・維(上)タラン者(人)を用(ゆ) (へ) (須) し (二三紙3)

・浪に無(徳)の者(人)を擧(る)こと有(ら)は日(苦)使(せよ) (二三紙7)

・其(れ)、乞(人)・食スル者有らは、三綱連一署して國・郡・司に經よ。(一七紙一組)

・其(の)尼は婦女の情に願(は)む者を取れ(一七紙7)

・所「平」由「上」の者は並(に)、律に依(りて)科「平」断「平」せ(三六紙4)

築島裕氏は「律令の古訓点について」において、「本書では人物を表す「者」を「ヒト」と訓じていることが多い」として、選叙令・考課令の例が示されているが、右に示した例は僧尼令(猪熊本)に見えるものである。「者」字の右傍の実字「人」は「ヒト」と訓まれるものである。

人物を表す「者」字の訓が「ヒト」から「モノ」に訓み替えられることについては、門前正彦氏の「漢文訓読史上の一問題 二―「ヒト」より「モノ」へ―」(『訓点語と訓点資料』第十一輯)がある。それによると、①平安初期においては、「ヒト」の訓が用いられる。②平安中期には、人間を指す場合、事物を指す場合のいづれにも「モノ」が用いられる。③「ヒト」「モノ」の使い分けの無くなった、年代の確実な最古の点本は、京都大学図書館蔵蘇悉地羯羅經卷上延喜九(九〇九)年点である。という三点が明らかにされている。

当該『令義解』の「者」字の実字注「人」は、「者」字を「ヒト」と訓むことを示す、古訓の残存を示すものである。この古訓の残存は、古訓への志向を示すものである。とこころで、

・今、此の條に、唯、尊キ者を挙(け)たり。故に、卑キ者を毆らは、還俗す(へからす)「不可」。(一六紙3)

右例には、二つの「者」字が見られる。後者の「者」字には、「の」のヲコト点が見られるが、前者の「者」に对应した「者」字の部分訓「(も)の」であろう。因みに、「者」字に「モノ(もの)」の加點例は割注部に見られるものである。

「者」字の訓として、本書は古形の「ヒト」を残しながら、平安時代中期以後の新しい「モノ」訓が共存する。だと

すると、「者」字の無加点の例については、本文と割注とで、その訓みを区別すべきか。

以下には、本書の訓読語の幾つかについて抄出する。

アカツ〔頌〕

諸司に頌^{アカ}チ告れ（八紙7）

観『名』（佛下本二三）に「アカツ（平平上）」とある。

アキラカニ〔審〕

其（の）事の情を審^ア（に）實を知（りて）（二五紙4）

アサツキ〔角葱〕

三に曰（く）角^{アサ}葱^{ツキ}（二八紙2）

築島裕『訓読語彙集成』（以下『集成』と略称する）には「水○・興葉・草○・薤・蓋」等の例が見られるが、「角葱」字は見られない。

アツカル〔關〕

人主に關^{アツカ}リ涉^{ワタ}（る）〔也〕（二一紙6）

アツマル〔聚〕

百官の男女、祓の所に聚^{アツマ}リ集レ（二〇紙1）

アバク〔撥〕

互^{タカ}ヒに、相（ひ）、撥^{アバ}キ毀^{ソシ}リて（二五2）

アフ〔食〕

以上のトを食^アへらむ（九紙4）

『集成』には、東洋文庫本『春秋経傳集解』の一例が見られる。

アヤ〔綾〕

綾、羅、錦、綺（二〇紙6）

イサム〔禁〕↓ノベイサム

禁^{イサ}ムル限に在（ら）（す）〔不〕（二三紙4）

禁^{イサ}ムル限に在（ら）（す）〔不〕（二七紙6）

禁^{イサ}ムる限に在（ら）（す）〔不〕〔之〕（三五紙1）

イタル〔詣〕

官司に來り詣^{イタ}ら（は）（二七紙1）

イチジルシ〔徴〕

神明之徴^{イチシルシルシ}キ信と云（は）むか（八紙2）

観『名』には見えない訓である。『集成』には「○然・特・現・著・見・驗」字のみで「徴」字の例は見えない。

イツハル〔假〕

假^{イツハ}（り）て災祥を説^トき（一一3）

『集成』には、二十の漢字が掲出されるが、「假」字の例は見えない。

イト〔線〕

金の水「桶、線」柱^{イト}を^タは伊勢の神の宮に奉^リり。（六紙5）

観『名』（法中一一五）に「イト」とある。『集成』にも一〇数例が見られる。

ウツハタ〔敷和〕

敷^{ウツ}和^{ハタ}ノ衣^{コロモ}を織^{オリ}（る）（二紙3）

『日本国語大辞典』には、語義未詳とする語。『集成』には見えない。

ウム〔績〕

績^{ウシマ}麻〔「麻」字の左傍に「アサ」を以（て）（二紙3）

「ウミヲ」の音便形。観『名』（法中一一七）に「ウム（平上）」と見える。『集成』には、『法華経单字』石山寺本『大唐西域記』巻第一の例が見られる。

ウラナヒハカル〔下相〕

僧尼、吉凶をトヒ相^カり、（二三紙1）

エラビカフ〔簡換〕

上（の）法に依（りて）簡^カヒ換^カへヨ（二四紙3）

オクル〔餉〕

官人に餉^{ツク}リ遺（る）こと（二四紙4）

オコス〔作〕

僧尼、音楽を作^オし、（二〇紙2）

オコタル〔退〕

進（み）て〔而^{ツラ}〕退^{ツク}ラ（す）〔不〕〔也〕（二七紙2）

『集成』には、「倦・墮・嬾・帶・怠・惰・懈」等、十八字が掲出されるが、「退」字葉見られない。

オフト〔首〕↓ヲフトナ〔首〕

オホチカラ〔税〕

ヲホチカラ 税は〔者〕、一つ義倉に准（へ）よ（二〇紙7）

オホヌサ〔御祓麻〕

オホヌサ 御祓麻（九紙7）

『集成』には見られない。

オホヒル〔大蒜〕

一に曰（く）、大オホ蒜ヒル（二八紙2）

オホシタマフリ〔鎮魂〕

オホシタマフリ 鎮魂ノ祭（四紙7）

『集成』に「鎮魂」は見られない。

オモネル〔顔面〕

三綱、顔オモネ面ネ（り）テ使ハ（す）〔不〕は〔者〕（二四紙7）

『集成』のオモネルには「○・洒・耽・阿・靦」の五字が掲出されるが、「顔面」は見えない。

カサヌ〔累〕

四度、累ネテ犯（せ）らむ（一九紙6）

カタチ〔状〕

状無カクテ（き）こと輒カク（き）ことを許せ（らは）（二六紙1）

カチ〔歩〕

若（し）、歩カチナラハ（左傍に「カチヨリナラハ」）〔者〕、隠（れ）よ（二八紙3）

カフ〔換〕

上（の）法に依（りて）簡カヒ換へヨ（二四紙3）

カラ〔口〕

刀カ一「口カラ」（一〇紙3）

『集成』に「口」字に「カラ」訓は見えない。助数詞の「カラ」で、興福寺本『日本國現報善悪靈異記』見える「柄」字の「加良」と同一であろう。

カル〔貸〕

物モノに貸カり（二七紙7）

『集成』には、天理図書館蔵『三教指歸』久寿二年点の例が一例見られる。

カンハタ〔綺〕

綾アヤ、羅ラ、錦ニシキ、綺カンハタ（二〇紙6）

『集成』には、「羅衣」に「カンハタ」と見える。「綺」字には、「カニハタ・カムニハタ・カムバタ」等の訓が見られる。

キ〔慈葱〕

二に曰（く）慈葱キ（二八紙2）

『集成』には、「葱」字のみに「キ」とある。

キツルバミ〔黄椽〕

木蘭とは「者」、黄^キ椽^{ツルバミ}を謂（ふ）也（二〇紙5）

クハシ〔精・細〕

精（く）細（か）ら（しめ）〔令〕よ（九紙2）

クレノヲモ〔興菫〕

五に曰（く）、興^レ菫^{（クレノヲモ）}之也（一八紙2）

『集成』には、大谷大学蔵『三教指帰注集』長承三年点の例が見られる。

クワ〔鍬〕

鍬^{クワ}一^{クワ}口（一〇紙4）

コトユエ〔事故〕

其（の）、事^{コト}、故^{ユエ}有（て）（二五紙4）

コトワル〔判〕

判^{コト}て吉野の郡に下れる（の）〔之〕類を（二二紙7）

判^{コト}り訖^{コト}ら（す）〔未〕は（三一紙4）

コメ〔牛馬〕

奴婢・牛馬^{コメ}（三五紙7）

『集成』に「牛馬」の熟字は見えない。

サツク〔付〕

法律に依(りて) 官司に付ケ(二二紙4)

其の經・像を付(け) (三四紙1)

シツカナリ〔寂〕

意に、寂シツカに静(かな)らむことを樂(ひ) (二二紙3)

シノギツク〔凌突〕

凌シジキ突ツクは〔者〕、輕し。(二五紙4)

即(ち)明(らかに) し三綱を凌シジキ突ツクからは〔者〕、(一五紙4)

シノグ〔凌〕 ↓シノギツク

長宿を凌シジキ突ツク(か)らは(二五2)

シバシバ〔屢〕

囑シバシバ・託、屢シバシバ・進スム。(二六紙2)

シルシ〔信〕

神明之イチシル徵シルシキ信シルシと云(は)むか(八紙2)

觀『名』(佛上三三)に「シルシ」とある。『集成』にも、『法華經單字』『法華經音訓』の例が示されている。

スヂ〔條〕

麻マ一イチ條スヂ(一〇紙4)

『集成』には、醍醐寺本『遊仙窟』の例を掲出する。

ソシル〔毀〕↓アバキソシル

ソソギハラフ〔灑拂〕

灑^ソキ拂^フフ (二四紙5)

堂宇を洒^ソキ拂^フ (ふ) そ (二四紙5)

タカシ〔貴〕

賤^{タカ}ク買^ヒ (ひ) て貴^{タカ}ク賣^ル (る) を (二七紙7)

タクハフ〔蓄〕

之^ヲ (を) 蓄^ヘ (蓄) 而習^シ 讀^ム (ま) (さる) 「不」こと (一二紙2)

若^シ (し)、餘^ヲの禁書^ヲを蓄^ムらは「者」、(一二紙2)

タダス〔糾〕

糾^{タダ}サ (され) 「不」は「者」、(一六紙7)

『集成』には、『古文孝経』仁治點の例のみが見られる。

タタリ〔柱〕

金の水「桶、線^{タタ}柱^リ」をは伊勢の神の宮に奉^ルり。(一六紙5)

『肥前国風土記』に「絡^{タタ}塚」字に「多多利」とある。

タチ〔劔・刀〕

神^{カハミ}・璽^{タチ}之^カ鏡^{タチ}「劔^{カハミ}」(八紙1)

刀^{タチ}「口^{カラ}、皮^カ」張^{ハタ} (二〇紙3)

観『名』（僧上九四）に「タチ（平平）」とある。『集成』には、京都国立博物館蔵『日本書紀』巻二四等三例が示されている。

タテマツル〔上〕

表・啓を上タ（る）（一九紙4）

ツカサドル〔執〕

浪ミタリに執ツカサトら（す）「不」「之也」（二四6）

ツク〔突〕 ↓シノギツク

ツク〔隸〕

山居の□^{ツケ}「録」字を消して「□（破損）」字、『新訂増補国史大系令義解』は「隸」字とする。ル所の國郡（に）下せ（二二紙7）

『集成』には、図書寮本『日本書紀』卷十三・十六、穂久邇文庫本『五行大義』元弘三年点の例を載せる。

ツネニ〔毎〕

毎に山（に）在る（ことを）知れ（二二紙7）

トシゴヒ〔祈年〕

仲ナカの春コヒトシ、祈年の祭（一紙5）

観『名』（佛上八〇）に「トシコヒ」とあり、『集成』には東京国立博物館蔵『延喜式』卷八の例キサラキントシコヒ（二月キ祈）が示されてある。

トドム〔過〕

其を鎮^{シツ}メ^ト遏^トメ^ムむか^カ為^ニ (二紙一)

預^{アラカシ}メ、路^ニ「於」迎^ヘ (一) (二) (而) 饗^アへ^トム (四紙一)

観智院本『類聚名義抄』(以下「観『名』」と略称)には「トムム(上上濁〇)」「(佛上五〇)とある。築島裕『訓點語彙集成』(以下『集成』と略称)には、東大寺図書館蔵『法華文句』平安後期点、東大國語研究室蔵『大毘盧遮那成佛經疏』永久二年点等の例が見られる。

トム〔停〕

寺の僧坊に、婦・女を停^トメ、(二二紙二)

「容(れ)停^トメたる」(三三紙七)

『集成』には、「トム」の項に「止・留」を掲出するが、「停」字は見えない。

ニシキ〔錦〕

綾^{アヤ}、羅^ラ、錦^{ニシキ}、綺^{カンハタ} (二〇紙六)

ネガフ〔欽〕

道俗、欽^{ネガ}イ仰^キ(き)て (二三紙三)

ノタフ〔宣〕

中^{ナカ}、臣^シ、祝^{イハ}詞^{ゴト}(を)宣^{ノタ}へ (五紙五)

百官に宣^{ノタ}ヒ聞^キカシム。(五紙六)

観『名』(法下四九)に「ノタフ(上平上濁)」と見える。

ノトコト〔祝詞〕

中「臣、祝詞(を)宣へ(五紙5)

ノベイサム〔陳諫〕

理を以(て)陳へ諫メむは〔者〕、此の例に在(ら)〔す〕〔不〕(一五紙5)

ハカル〔相〕↓ウラナヒハカル

『集成』には、八十弱の漢字が掲出されるが、「相」字は見られない。

ハジム〔孟〕

孟の夏(二紙)

孟(の)夏の祭(四紙3)

観『名』(僧中一五)に「ハシム(上上平)」と見える。『集成』には「孟冬」に「カムナツキ」とあるが、「ハジム」は見えない。

ハタ〔張〕

皮一「張(一〇紙3)

「ハタ」は助数詞であろうが、『集成』にその例は見られない。

ハラフ〔拂・解〕↓ハラヘノツク

灑キ拂フ(二四紙5)

『集成』には、「解」字に「ハラフ」とする例は見えない。

ハラヘコト〔祓詞〕

祓詞(を)讀メ(一〇紙1)

ハラヘノゾク〔解除〕

解ハラヘ除ゾクことを為せよ（一〇紙2）

ヒノクマ〔檜隈〕

紀伊の國の日ヒ前ノの神（四紙6）

『集成』には、前田家本『日本書紀』の「檜隈」を掲出するが、「日前」の例は見られない。

ホム〔贊〕

祝は〔者〕贊ホムル辞コトハナリ〔也〕（五紙5）

『集成』には、東洋文庫蔵『史記夏本紀』、『法華經音訓』等の例が示されてあるが、觀『名』に「ホム」訓は見えない。

マジハル〔參〕

俗形に依（りて）事に參マシハル（二七紙2）

事に參マシハることは〔者〕（二七紙2）

ミタケ〔嶺〕

金の嶺ミタケに在らは〔者〕（二二紙7）

『集成』には、「嶺」字に「ミタケ」は見えないが、「タケ」とは見える。

ミダリニ〔浪〕

浪ミダリに無徳の者ヲを拳ムネ（く）ること（二三紙6）

浪ミダリに執ツカサら（す）〔不〕〔之也〕（二四紙6）

『集成』には、「ミダリニ」の項に「妄・漫・濫・猥・縷・耶・〇・駭」等の字を掲出するが、「浪」字は見られない。

ミツカラ〔親〕

道人(の)〔之〕^{ミツカラ}親す(へ)き〔可〕所に(あら)す〔非〕(二四紙6)

ムシロ〔席〕

床^{ユカ}席^{ムシロ}(二七紙4)

ムラカス〔混〕

三寶の物、混(し)て一處に在(ら)ム(二四紙6)

『集成』には、石山寺藏『大唐西域記』長寛點の例が見られる。

メヒル〔蘭葱〕

四に曰(く)、蘭^{メヒル}葱(二八紙2)

『集成』には見えない例である。

モチキル〔須〕

須^{モチキル}井む所は、三綱、其ノ日、限(を)給へ(二八紙3)

ヤスシ〔賤〕

賤^{ヤスシ}ク買(ひ)て貴^{タカ}ク賣(る)を(二七紙7)

ヤマトカフチ〔東西〕

東^{ヤマト}・西^{カフチ}ノ文^{フシヒト}部^(左傍)(九紙7)

『集成』には、前田本『日本書紀』卷第二十の例(ヤマトカウチ)が見られる。

ユカ〔床〕

床^{ユカ}席^{シロ}（二七紙4）

ユク〔向〕

諸の社に向イ（て）（九紙3）

ユルス〔聴〕

三綱、知（り）て〔而〕聴せらは〔者〕、（二二紙6）

其（の）、事^{コト}故有（て）須（く）聴シ許（す）（べく）は〔須〕（二五紙4）

ヨル〔籍〕

父祖の蔭に籍（りて）（三〇紙3）

ワタル〔涉〕↓アツカリワタル

ヲサム〔理・斂〕

諸司の事（を）理メむこと（六紙7）

観『名』（法中二四）に「ヲサム（平平〇）」とある。

馬を斂^{マサ}メ側^{カハラ}に立テよ（二八紙2）

馬を斂（め）たりと（二八紙2）

ヲチ〔條〕

祭^{マツリ}祀^リの事ノ條、是ぞ〔也〕（一紙4）

観『名』（佛上三七）には「ヲチく」とある。『集成』には、石山寺蔵『大智度論』、京都国立博物館蔵『日本書紀』
卷二二等の例が示されてある。

ヲフトナ〔首〕

西(河内(左傍))の漢「文」の首ヲフトナ(左傍)をヲ謂(ふ)(九紙7)
『集成』には「首」字に「オフト」と見える。

四3 訓法について

① コト得

「得」という語は、動詞としての用法の場合、「ヲ」格をとるのが一般的ではあるが、上接の活用語が「コト」に承接する場合は、「コト得」「コトヲ得」のように「ヲ」を介する場合と介しない場合のあることが知られている。春日政治『西大尋本金光明最勝王経古点の國語學的研究』には、続紀宣命では「コト得」の例のみであるが、平安初期には「コト得」「コトヲ得」の両形が見られるようになり、後世には「ヲ」を介する語法になるとされている。

ところで、猪熊本『令義解』には、

- ① 此に因(りて) 更に、餘の物(を)乞(ふ) こと得_不 (一七紙4)
- ② 惣て「」は〔者〕二百日過(す) こと得(さり)「不」つ (一九紙6)
- ③ 綾アヤ、羅ラ、錦ニシギキ、綺カシマは並に、服用すること得_不 (二〇紙6)
- ④ 凡(そ)僧「」輒_ク、尼寺に入(る) こと得_不 (二二紙7)
- ⑤ 尼は輒_ク、僧寺に入(る) こと得_不 (二二紙7)

その他、二三紙7、二七紙5、三十紙1、三三紙3、三三紙4、三五紙6、三五紙7、三六紙2、三六紙3 等に「コト得」の例が見られる。さすれば、猪熊本『令義解』の「コト得」は、上代の古形を伝えていることになる。

② サ行変格活用の命令形「せ」

サ行変格活用の命令形は、一般的には「セヨ」である。築島裕氏は、前掲の「律令の古訓点について」において、「せ」のみで、「よ」を欠く場合があるとして、「軍防令」「僧尼令」の例を示してある。

- ① 法律に依(りて) 官司に付ケ(て) 罪(を) 科せ (一二紙4)
 - ② 擧劾せ(さ) 「不」ル(の) 「不」罪(を) 科せ (一六紙7)
 - ③ 縦せる所の日に准へ罰苦使せ (二五紙1)
 - ④ 律に依(りて) 罪(を) 科せ (二六紙6)
 - ⑤ 格律に准(ふる) に徒年以上スル者(を) 合(せ) は「者」、環俗せ (二九紙2)
 - ⑥ 其餘の一年は「者」、律に依(りて) 役身せ (三十紙3)
 - ⑦ 已に断し訖(り) て三綱に付(け) (す) 「未」は「者」、散禁せ (三二紙5)
 - ⑧ 師主、三綱、及(ひ) 同房の人、情を知らは「者」、各、還俗せ (三三紙3)
 - ⑨ 本罪重く(は) 「者」、律に依(りて) 論せ (三三紙6)
 - ⑩ 其(の) 俗人は「者」、律に依(りて) 論せ (三四紙2)
 - ⑪ 改(め) て外國の寺に配せ (三五紙2)
 - ⑫ 赦降(の) 「之」後を數カスへ坐すること(を) 為せ (三五紙5)
 - ⑬ 所由の者人は並(ひ) に、律に依(りて) 科断せ (三六紙3)
- 猪熊本『令義解』には、右に示すように、命令形に「せ」のみで「よ」を欠く例が見られる。築島裕氏は、律令に

おける「よ」を欠く例について、「恐らく奈良時代以前の古形を伝えるものと考えられよう」（前掲論文）とされるが、上代の古形を伝えるものである。

③ 目的格に「ヲ」を用いない用法

目的格の「ヲ」を用いない用法については、小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓讀の國語史的研究』第四章第五項に指摘がある。築島裕氏も、前掲「律令の古訓点について」において「律令の訓点では、この助詞ヲの無い例が相対に多い」とある。

ヲコト点図に示すように、「ヲ」の星点が確認され、目的格を要する語が他動詞に承接する場合、国語の語順に従って返読する場合、格助詞「ヲ」を伴うのが普通であり、猪熊本に於いても、「ヲ」を伴う例は多い。

・天神を謂（ひて）神と曰（ふ）地神を祇と曰（ふ）〔也〕

・歳災サハを作ツクヲ不ス

・時令シノカヲシ度に順シハ令（むる）コトヲ欲（する）ナリ

・大神、狹井の二の祭を謂（ふ）〔也〕（以上第一紙）

第二紙に於いては、格助詞「ヲ」を星点によって加點する例が十例存するのに対して、

・故に花（）鎮（めむ）と曰（ふ）

の一例のみが格助詞の「ヲ」を伴っていない。この例などは、たまたま「ヲ」の加點を欠いたとして処理することも可能であろう。しかし、第五紙あたりから、

・中臣、祝詞（）宣ノタへ

・故に、祝詞（一）宣へと曰（ふ）「之也」

・忌部、幣帛（一）班（ち）テ（以上五紙）

のように、格助詞「ヲ」を加点しない例が目立つようになる。

中古の和文に於いては、格助詞「を」を伴わないのは一般的であるが、本書のような性格の書の場合には、和文の語法をも視野にいれた解釈が必要であろうか。

六

現存する『令義解』の写本の中で、書写年代が最古とされる本書について、国語史料として注目に値すると思しい点についての若干の報告を示した。

本『令義解』の訓点は、鎌倉時代の加点と思しいが、本書の訓点には、文字・語・語法等の点に於いて、古語・古語法志向と思われるものが見られる。この点は、注目すべき言語事象であり、国語史学の観点で注目すべきものである。

（本学教授）